

第5号議案 定款変更案

変更前・変更後対照表

公益社団法人板橋青色申告会定款(変更前)		公益社団法人板橋青色申告会定款(変更後)	
第1章 総 則		第1章 総 則	
(名 称)		(名 称)	
第1条 この法人は、公益社団法人板橋青色申告会(以下「本会」という。)と称する。		第1条 この法人は、公益社団法人板橋青色申告会(以下「本会」という。)と称する。	
(事務所)		(事務所)	
第2条 本会の主たる事務所は、東京都板橋区に置く。		第2条 本会の主たる事務所は、東京都板橋区に置く。	
(目的)		(目的)	
第3条 本会は、健全な納税者の団体として、誠実な記帳と租税の適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、事業経営の健全な発展と地域社会の発展を図ることを目的とする。		第3条 本会は、健全な納税者の団体として、誠実な記帳と租税の適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、事業経営の健全な発展と地域社会の発展を図ることを目的とする。	
(事業)		(事業)	
第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。		第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。	
(1)申告納税制度の推進と納税道義の高揚に資する事業		(1)申告納税制度の推進と納税道義の高揚に資する事業	
(2)納税者及び児童、生徒に対する税を中心とした知識の普及向上に資する事業		(2)納税者及び児童、生徒に対する税を中心とした知識の普及向上に資する事業	
(3)納税者の効率化と税務行政の合理化、効率化に資する事業		(3)納税者の事務の効率化と税務行政の合理化、効率化に資する事業	
(4)事業者の経営と生活の安定及び発展に資する事業		(4)事業者の経営と生活の安定及び発展に資する事業	
(5)地域社会の発展に資する事業		(5)地域社会の発展に資する事業	
(6)機関紙の発行及び事業を行うに必要な各種資料の刊行配布		(6)機関紙の発行及び事業を行うに必要な各種資料の刊行配布	
(7)組織の維持、拡大、発展に資する事業		(7)組織の維持、拡大、発展に資する事業	
(8)会員相互の親睦及び福利厚生に資する事業		(8)会員相互の親睦及び福利厚生に資する事業	
(9)友誼団体との連携及び協調に資する事業		(9)友誼団体との連携及び協調に資する事業	
(10)その他前条の目的を達成するために必要な事業		(10)その他前条の目的を達成するために必要な事業	
2 前項の事業は、東京都板橋区において行うものとする。		2 前項の事業は、東京都板橋区において行うものとする。	
第2章 会 員		第2章 会 員	
(会員の種別)		(会員の種別)	
第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。		第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。	
(1)正会員 本会の目的に賛同して入会した事業経営を行う個人並びに法人及びその他団体		(1)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人及びその他団体	
(2)準会員 本会の目的に賛同して入会した正会員の事業後継者及び理事会が承認した者		(2)準会員 本会の目的に賛同して入会した正会員以外の個人又は法人及びその他団体	
(入会)		(入会)	
第6条 本会の会員にならうとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、任意に入会することができる。		第6条 本会の会員にならうとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、任意に入会することができる。	
(入会金及び会費)		(入会金及び会費)	
第7条 正会員及び準会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。		第7条 正会員及び準会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。	
2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。		2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。	
(会員資格の喪失)		(会員資格の喪失)	
第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。		第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。	
(1)退会したとき		(1)退会したとき	
(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき		(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき	
(3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき		(3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき	
(4)6ヶ月以上会費を滞納したとき		(4)6ヶ月以上会費を滞納したとき	
(5)除名されたとき		(5)除名されたとき	
(6)総正会員の同意があったとき		(6)総正会員の同意があったとき	
(退会)		(退会)	
第9条 正会員及び準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。		第9条 正会員及び準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。	
(除名)		(除名)	
第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨通知し、社員総会の1週間に弁明の機会を与えるなければならない。		第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨通知し、社員総会の1週間に弁明の機会を与えるなければならない。	
(1)本会の定款又は規則に違反したとき		(1)本会の定款又は規則に違反したとき	
(2)本会の名譽を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき		(2)本会の名譽を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき	
(3)その他正当な事由があるとき		(3)その他正当な事由があるとき	
2 前項の規定により除名が決議されたときはその会員に対し、通知するものとする。		2 前項の規定により除名が決議されたときはその会員に対し、通知するものとする。	
第3章 総 会		第3章 総 会	
(総会の種類)		(総会の種類)	
第11条 本会の総会は、法人法に定める社員総会(以下「総会」という。)とし、通常総会及び臨時総会とする。		第11条 本会の総会は、法人法に定める社員総会(以下「総会」という。)とし、通常総会及び臨時総会とする。	
(総会の構成)		(総会の構成)	
第12条 総会は、正会員をもって構成する。		第12条 総会は、正会員をもって構成する。	
2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。		2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。	
(総会の権限)		(総会の権限)	
第13条 総会は、次の事項を決議する。		第13条 総会は、次の事項を決議する。	
(1)理事及び監事の選任及び解任		(1)理事及び監事の選任及び解任	
(2)理事及び監事の報酬等の額又は規程		(2)理事及び監事の報酬等の額又は規程	
(3)定款の変更		(3)定款の変更	
(4)事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書(以下「計算書類」という。)並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認		(4)事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書(以下「計算書類」という。)並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認	
(5)入会金及び会費の額又は規程		(5)入会金及び会費の額又は規程	
(6)会員の除名		(6)会員の除名	
(7)解散又は合併等及び残余財産の処分		(7)解散又は合併等及び残余財産の処分	
(8)理事会において総会に付議した事項		(8)理事会において総会に付議した事項	
(9)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項		(9)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	
(総会の開催)		(総会の開催)	

第14条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において、開催の決議がなされたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由

を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

2 会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を臨時総会とする臨時総会の招集通知を発送しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の客足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ成立しない。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(総会における書面議決等)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委託することができる。この場合、前2条の規定の適用は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印するものとする。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもの他、総会において定める総会運営規則によるものとする。

第4章 役 員

(役員の種別及び定数)

第22条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 50名以上60名以内

(2) 監事 3名以上

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもつて法人法上の代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち9名以内については、法人法上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

4 理事のうち15名以内を常任理事とする。

(役員の選任等)

第23条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 理事会は、第2項で選任された業務執行理事の中から、副会長及び専務理事を選任することができる。ただし、副会長は9名以内、専務理事は1名とする。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

7 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(理事の職務)

第24条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌理し執行する。

5 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己的職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

3 指定として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利と義務を有する。

5 役員に異動があったときは、14日以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の解任)

第27条 役員は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事には報酬等を支給することができる。

2 役員には、勤務を行うことによる費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬及び費用規定によるものとする。

第5章 名誉会長・顧問及び相談役

(名誉会長)

第29条 本会に、名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長経験者で本会の発展に多大な貢献があつた者を理事会が推挙し、会長が委嘱する。

3 名誉会長の任期は終身とする。

4 名誉会長は、会長から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

第14条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において、開催の決議がなされたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

2 会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を臨時総会とする臨時総会の招集通知を発送しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の客足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ成立しない。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(総会における書面議決等)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委託することができます。この場合、前2条の規定の適用は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印するものとする。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもの他、総会において定める総会運営規則によるものとする。

第4章 役 員

(役員の種別及び定数)

第22条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 50名以上60名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもつて法人法上の代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち9名以内については、法人法上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

4 理事のうち15名以内を常任理事とする。

(役員の選任等)

第23条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 理事会は、第2項で選任された業務執行理事の中から、副会長及び専務理事を選任することができる。ただし、副会長は9名以内、専務理事は1名とする。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

7 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(理事の職務)

第24条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌理し執行する。

5 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己的職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

3 指定として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利と義務を有する。

5 役員に異動があったときは、14日以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の解任)

第27条 役員は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員には報酬等を支給することができる。

2 役員には、勤務を行うことによる費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬及び費用規定によるものとする。

第5章 名誉会長・顧問及び相談役

(名誉会長)

第29条 本会に、名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長経験者で本会の発展に多大な貢献があつた者を理事会が推挙し、会長が委嘱する。

3 名誉会長の任期は終身とする。

4 名誉会長は、会長から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

をもって行う。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(公 告)

第45条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第8章 定款の変更・合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解 散)

第47条 本会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(合 併 等)

第48条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(権利義務を承継するものが公益法人である場合を除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 役員会、委員会、ブロック及び支部、部会

(正副会長会議)

第51条 本会は、正副会長会議を開くことができる。

2 第1項の会議は会長及び業務執行理事で構成する。

3 第1項の会議は理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項の検討を行う。

4 第1項の会議は、会長が召集する。

5 第1項の会議の議長は、会長がこれに当たる。

6 第1項の会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

(常任理事会議)

第52条 本会は、常任理事会議を開くことができる。

2 第1項の会議は理事会で選任された常任理事で構成する。

3 第1項の会議は理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項の検討を行う。

4 第1項の会議は、会長が召集する。

5 第1項の会議の議長は、会長がこれに当たる。

6 第1項の会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

(委 員 会)

第53条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長及び委員は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(ブロック及び支部)

第54条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、ブロック及び支部を設置することができる。

2 ブロック長及び支部長は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 ブロック及び支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部 会)

第55条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

をもって行う。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(公 告)

第45条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第8章 定款の変更・合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解 散)

第47条 本会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(合 併 等)

第48条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(権利義務を承継するものが公益法人である場合を除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 役員会、委員会、ブロック及び支部、部会

(正副会長会議)

第51条 本会は、正副会長会議を開くことができる。

2 第1項の会議は会長及び業務執行理事で構成する。

3 第1項の会議は理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項の検討を行う。

4 第1項の会議は、会長が召集する。

5 第1項の会議の議長は、会長がこれに当たる。

6 第1項の会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

(常任理事会議)

第52条 本会は、常任理事会議を開くことができる。

2 第1項の会議は理事会で選任された常任理事で構成する。

3 第1項の会議は理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項の検討を行う。

4 第1項の会議は、会長が召集する。

5 第1項の会議の議長は、会長がこれに当たる。

6 第1項の会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

(委 員 会)

第53条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長及び委員は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(ブロック及び支部)

第54条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、ブロック及び支部を設置することができる。

2 ブロック長及び支部長は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 ブロック及び支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部 会)

第55条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(職員の任免)

第57条 職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て、会長がこれを任免する。

(事務局の組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(職員の任免)

第57条 職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て、会長がこれを任免する。

(事務局の組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 雜 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。

4 本会の最初の会長は、次のとおりとする。

中原 賢司

5 本会の最初の業務執行理事は、次のとおりとする

竹内 義尚

大戸 孝宏

紀 孝

西山 勝

真下 利明

吉田 光夫

榎本 仁

内海 武雄

6 本定款(第5章第29条追加)は、平成27年5月27日から施行する。

第11章 雜 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。

4 本会の最初の会長は、次のとおりとする。

中原 賢司

5 本会の最初の業務執行理事は、次のとおりとする

竹内 義尚

大戸 孝宏

紀 孝

西山 勝

真下 利明

吉田 光夫

榎本 仁

内海 武雄

6 本定款(第5章第29条追加)は、平成27年5月27日から施行する。

7 本定款(第5条・第22条1項・第28条1項・第42条改正)は、平成29年4月1日から施行する。